

令和6年第4回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年4月8日(月) 午後1時30分から午後1時57分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (17人)

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 (3人)

	8番	小出 正和
	13番	中村 安秀
	18番	新井 泉次

5. 議事日程

日 程 第 1	会期決定の件
日 程 第 2	会議録署名委員決定の件
日 程 第 3	議案 第 7号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 4	議案 第 8号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
日 程 第 5	議案 第 9号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)
日 程 第 6	議案 第10号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
日 程 第 7	報告 第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)
日 程 第 8	報告 第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 栗田 和幸
事務局 村井 萌晟
事務局 阪本 幸華
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号8番小出委員、13番中村 安秀委員、18番新井委員から欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和6年第4回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、17番 畑中委員、19番 木村委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号7番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号7番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●●、譲受人は城陽市寺田</p>

●● ●●、●● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会 長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。家族で農業経営されて農地を適正に管理されており、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長

受付番号8番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号8番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市長池 ● ●、城陽市寺田 ● ●●●、譲受人は城陽市観音堂 ● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会 長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。息子とともに農業経営規模拡大されており農地を適正に管理されており、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、

第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第 8号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号11番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号11番について説明します。
本案件は令和5年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。夫婦で適正に管理されており、再設定でもあり問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号11番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号12番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号12番について説明します。
本案件は令和5年5月1日から令和6年4月30日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●● ●●●さんについては、水主で野菜を中心に耕作されていますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号12番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号13番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号13番について説明します。
本案件は令和3年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市奈島 ●● ●●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されており、再設定でもあり問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号13番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号14番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号14番について説明します。
本案件は令和5年5月1日から令和6年4月30日で設定された利用権設定の再設定

です。権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は京都市山科区 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●さんは、当該地において1年間適正に耕作されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号14番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号15番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号15番について説明します。
本案件は令和5年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、再設定でもあり問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号15番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号16番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号16番について説明します。
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市奈島 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。借り手は幅広く農業経営されており、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号16番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号17番と18番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号17番と18番については同一借受人のため取りまとめて説明いたします。

受付番号17番について説明します。
本案件は令和5年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号18番について説明します。
本案件は令和5年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第 10号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

被相続人は、城陽市中 ●● ●です。

相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

相続開始年月日は令和5年9月15日です。

資料1に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、事務局から報告をお願いします。

事務局 3月21日と3月28日に●●委員立会のもと現地確認を行った結果、対象地は適正に耕作、管理されており利用状況について問題ないとの報告を受けておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第7、報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号9番から15番について事務局から説明いたします。

受付番号9番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、大阪府堺市 ●● ●●です。

受付番号10番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号11番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、綴喜郡宇治田原町 ●● ●●です。

受付番号12番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号13番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ● ●●●です。

受付番号14番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号15番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長

日程第8、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号1番から2番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明します。

土地の所在は城陽市寺田

内容は議案書のとおりです。

解約理由は双方合意による解約です。

会 長

受付番号2番について説明します。
土地の所在は城陽市寺田
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。

只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第4回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員